

答 申 案 件 の 概 要

件名	平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会に関する文書についての一部開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第20号)						
経緯	開示請求年月日	平成24年11月16日	異議申立て年月日	平成25年1月25日	担当課	開示決定等	防災消防課
	開示決定等年月日	平成24年11月30日	諮問年月日	平成25年2月25日		異議申立て	防災消防課
対象行政文書	平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会に関する次の文書 ① 開催に関する起案文書（以下「本件行政文書1」という。） ② 主催者挨拶等の作成に関する起案文書（以下「本件行政文書2」という。） ③ 開催のお知らせのホームページ掲載に関する起案文書（以下「本件行政文書3」という。） ④ 支出負担行為及び支出伺い（以下「本件行政文書4」という。）						
本件処分の内容	一部開示決定（本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3は全部開示、本件行政文書4は一部開示） (不開示部分) 本件行政文書4のうち、 ①講師への謝金単価の根拠とした公署名（以下「本件情報1」という。） ②旅費等計、内訳の一部及び積算に当たっての路程（距離）（以下「本件情報2」という。） (不開示理由) 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第7条第3号（個人情報）該当 ①本件情報1 謝金単価の根拠とした公署名を開示した場合には、当該公署が定期的に行っている研修会等のカリキュラムなどの情報と謝金単価とを照合することにより、当該研修会等の講師の収入に関する情報が識別でき、個人の権利利益を害することとなるため。 ②本件情報2 その情報を照合すると、講師の住所を推測することが可能となるため。						
異議申立ての趣旨	行政文書一部開示決定通知書により、開示しない部分の開示を求める。 さらに、行政文書開示請求書で開示請求をした行政文書で、開示決定されていない部分の開示決定を求める。						
審査会の結論	青森県知事（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、別表記載の文書のうち文書1から文書5まで及び文書11から文書14までを特定しなかったことは、妥当ではなく、実施機関は、これらの文書について、改めて条例第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。 また、実施機関は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、講師への謝金単価の根拠とした公署名については開示することが妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>1 本件開示請求に係る行政文書の特定について</p> <p>(1) 「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」について 実施機関は、別表記載の文書を当審査会に提出した上で、「支出命令票」よりも「支出負担行為及び支出伺い」（本件行政文書4・執行伺い）の方が、講師の報酬の算出方法等が詳細に記載</p>						

されているため、「支出負担行為及び支出伺い」がこれに該当すると判断したことから、文書1から文書5までについては、開示請求に係る行政文書として特定せず、開示しなかった」、「文書11から文書14までについては、「支出負担行為及び支出伺い」に附属する参考資料であると判断したことから、開示請求に係る行政文書として特定せず、開示しなかった」旨述べている。

しかしながら、開示請求書記載の「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」に該当する行政文書が複数ある場合には、その一部の行政文書だけを特定するのではなく、該当する全ての行政文書を特定すべきである。

開示請求書記載の「報酬及び旅費等の額」は、「執行伺」に係る支出予定額だけではなく、「支出負担行為票」及び「支出命令票」に係る支出確定額も含まれると解するべきで、支出確定額が記載された支出命令票も本件開示請求に係る行政文書に該当するものと認められる。

よって、支出命令票及びその添付書類については、既に開示済みの本件行政文書4を含めて全て特定されるべきであり、別表記載の文書のうち、本件行政文書4に該当する文書6から文書10まで以外の、文書1から文書5まで及び文書11から文書14までについても、本件開示請求に係る行政文書として特定すべきであるものと認められる。

(2) 「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」について

実施機関は、「修了書交付が例示されていたため、これに類する処置を定めた行政文書として、開催要項に「修了者は修了者名簿に登録する」旨記載していることから、「開催に関する起案文書」（本件行政文書1）及び「開催のお知らせのホームページ掲載に関する起案文書」（本件行政文書3）を開示請求に係る行政文書と特定し、開示決定した」と主張している。

当審査会が本件行政文書1及び本件行政文書3を見分したところ、平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会（以下「本件研修会」という。）の修了者は、「防災ボランティアコーディネーター養成研修修了者名簿」（以下「本件名簿」という。）に登録する旨の記載が認められた。

実施機関は、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」について、「処置」とは、「研修修了者について修了者名簿に登録すること」、「処置を定めた行政文書」とは、「研修修了者について修了者名簿に登録することを規定した行政文書」とであると判断した、同名簿については、「処置された（研修修了者について修了者名簿に登録された）行政文書」であり、「処置を定めた行政文書」には当たらないと判断したことから、同名簿を開示請求に係る行政文書として特定しなかった旨述べている。

本件開示請求は、「同研修修了者に対する処置（修了書交付等）を定めた行政文書」についてなされたものであること、一方、本件名簿は、同研修修了者について登録された行政文書であり、「同研修修了者に対する処置がされた文書」そのものであると認められることから、本件名簿は、「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」には該当しないものと認められる。

なお、本件行政文書1及び本件行政文書3における、本件研修会の修了者を本件名簿に登録する旨の記載は、同研修修了者に対する処置を定めたものであり、これらは「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」に該当するものと認められる。

よって、実施機関が、本件名簿について「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」に該当しないとして本件開示請求に係る行政文書として特定しなかったこと、及び「同研修修了者に対する処置を定めた行政文書」として本件行政文書1及び本件行政文書3を特定したことは相当であると認められる。

2 不開示情報該当性（条例第7条第3号）について

(1) 本件情報1について

ア 「平成○年度の研修講師」について

実施機関は、「平成○年度の当該公署の研修講師のうち県内大学助教授の謝金単価によって謝金が支払われた者がいる」、「当該公署が実施する研修に関する情報が記載された冊子は、平成○年度と平成△年度のもの県内の図書館に所蔵されている、当該冊子には、当該年度の研修計画のほか、前年度の研修実績が掲載されている」旨述べるとともに、平成○年度と平成△年度の当該冊子を当審査会に提出した。

そこで、当審査会が平成○年度と平成△年度の当該冊子を見分したところ、これらには当該年度の研修計画及び前年度の研修実績が掲載されていることは認められた。しかしながら、その掲載内容に関し、当該年度の研修計画はあくまで研修の計画であって実績ではないこと、さらに前年度の研修実績には研修日時（時間数）は掲載されていないこと、また、平成○年度当時の当該公署における県内大学助教授の謝金単価が現行単価と同単価かどうかは、通常入手し得る情報ではないことから、本件情報1を開示した場合に、当該公署が開催する研修会等の講師の収入に関する情報を識別できると認めることはできない。

イ 「将来の研修講師」について

実施機関は、「講師への謝金単価の根拠とした公署名を開示してしまうと、翌年度以降に県内大学助教授の支給実績が生じた場合、その時点で特定の講師謝礼金額が識別される可能性を生じることとなる」、「開示時点では「特定の者」が確定していないが、将来の研修講師に係る個人情報についても保護を図る必要がある」旨述べている。しかしながら、条例第7条第3

号の規定は、「特定の個人」に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものであり、開示決定時において「特定の個人」が存在しない場合は、本件情報1が同号に該当するものと認めることはできない。

ウ 以上から、本件情報1は、条例第7条第3号に該当しないと認められる。

(2) 本件情報2について

ア 実施機関は、「住所又は居所」欄に記載されている住所又は居所について、それ自体を個人の住所と判断したため、不開示とした旨述べている。

イ 「住所又は居所」欄の記載について

本件対象文書4では本件研修会の講師の氏名については開示されているので、「住所又は居所」欄に記載されている住所又は居所は、本件研修会の講師の個人に関する情報に該当する。

よって、当該住所又は居所は、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

ウ 「住所又は居所」欄以外の各項目（「路程(km)」欄、「運賃(円)」欄、「その他(円)」欄、旅費の「計(円)」欄及び「合計支給額(円)」欄）の記載について

「住所又は居所」欄以外の各項目に記載されている情報についても、その一部でも開示した場合には、既に開示済みの情報及び公にされている他の情報と照合することにより、特定の地域又は特定の交通機関の拠点の場所が明らかになり、その結果、本件研修会の講師の住所又は居所が明らかになる。よって、「住所又は居所」欄以外の各項目に記載されている情報は、本件研修会の講師の個人に関する情報に該当し、かつ、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

エ 以上から、本件情報2は、条例第7条第3号に該当すると認められる。

<結論>

以上のとおり、実施機関が当審査会に提出した別表記載の文書のうち文書1から文書5まで及び文書11から文書14までは、本件開示請求に係る行政文書に該当し、また、本件情報1は条例第7条第3号に該当せず、本件情報2は同号に該当する。

別表

「同研修会の講師の報酬及び旅費等の額（補助金を含む。）と支出額の根拠を定めた行政文書」に関して、実施機関が当審査会に提出した文書

（※文書6から文書10までは、本件処分において本件行政文書4として特定し、開示済み）

文書1	支出命令票（講師謝金）
文書2	支出命令票（講師旅費）
文書3	支給仕訳書・旅費命令（依頼）及び旅費等請求・受領書（精算額入り）
文書4	支出負担行為票（講師謝金）
文書5	支出負担行為票（講師旅費）
文書6	支出負担行為及び支出伺い（執行伺）（起案用紙）
文書7	支出負担行為及び支出伺い（執行伺）（起案理由）
文書8	支給仕訳書・旅行命令（依頼）及び旅費等請求・受領書（精算額なし）
文書9	委任状（講師A）
文書10	委任状（講師B）
文書11	講師の経路（講師B）
文書12	講師の経路（講師A）
文書13	謝金単価の根拠とした公署の講師への謝金単価一覧表
文書14	平成24年度青森県防災ボランティアコーディネーター養成研修会開催要項